

**対象**高齢者・障害者やその家族など  
**場所**福祉センター相談室  
**日時**9月13日(月)午後2時～  
**内容**高齢者・障害者やその家族など  
**定員**先着3人(予約制)

**対象**障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護  
**日時**9月13日(月)午後2時～  
**内容**護士が相談に応じます。  
**定員**先着3人(予約制)

**ひとりで悩まず、  
まず相談を**

**「身近な法律相談」**

**対象**障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護  
**日時**9月13日(月)午後2時～  
**内容**高齢者等を介護している家

**社会福祉協議会**  
(福祉センター内)  
☎ 552-2121

**介護者のための  
リフレッシュ旅行  
(介護者の集い)**

**老人福祉センター  
教養講座**  
「男性の料理教室」

**社会福祉  
協議会施設事業課  
管理係**

**東京都西多摩保健所に  
「患者の声相談窓口」を  
設置しました**

医療に関することで、どこに相談したらよいか分からず困った時、お気軽に電話ください。

**《相談内容》**

- ①医療に関する相談
  - ②市内の診療所等に関する相談
- 受付時間**平日の午前9時～正午、午後1時～5時

**専用電話**  
0428-20-2113

**※相談内容は秘密厳守、相談料は無料**  
**申込み**9月6日から(日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会相談支援係へ。

**参加費**2,000円  
**定員**30人  
**申込み**9月6日～14日(日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会相談支援係へ。

**費用**実費負担(毎回500円と米1カップ)  
**申込み**9月6日から(日曜祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分に社会福祉協議会相談支援係へ。

**お店**ゲーム、工作、小物、食べ物コーナー  
**会場**武蔵野台児童館 ☎ 553-8822  
**日時**10月～17年2月の原則として第2、第4火曜日(10月は12日と19日になります)午後1時～午後4時  
**対象**市内にお住まいの60歳以上の男性の方  
**料金**実習室 15分×3時=45分  
**会場**福生第三小学校校庭  
**日時**9月26日(日)午後1時～3時30分  
**対象**各児童館 3歳～6歳児  
**内容**寝たきりのお年寄りなどを介護されている家族の皆さんに、介護から離れりフレッシュできる一日を計画しました。

**児童館で  
あそぼう  
9月(その1)**

**田園児童館 ☎ 552-3133**

- ◆おはなし会「あきをみつけよう!」6日・13日・27日の月曜日午後3時30分～4時  
**対象**小学生
- ◆よちよちすくすくひろば7日前半午前10時～正午  
**対象**0、1歳の児と保護者
- ◆おはなしのひろば「パネルシアター「きつねとくまのはんぶんこ」ほか14日(火)午前10時30分～11時  
**対象**児と保護者
- ◆あそびの名探偵「アルバムファイルをつくってプレゼントしよう!」14日(火)午後3時15分～4時45分  
**対象**小学生以上24人  
**料金**50円  
**申込み**7日午後4時～4時30分

**武蔵野台児童館 ☎ 553-8822**

- ◆のびのびひろば7日前半午前10時～正午  
**対象**0、1歳児と保護者※時間内で自由に遊びに来てください。
- ◆あつまれ!ともだち「ドッジボールの日」10日(金)午後3時30分～4時30分  
**対象**小学生以上  
**持ち物**うわばき
- ◆キッドビクス21日(火)午前10時30分～11時30分  
**対象**1歳6か月以上の幼児と保護者20組  
**講師**中野むつみ氏(日本キッドビクスインストラクター)  
**持ち物**水筒、タオル、うわばき※動きやすい服装で  
**申込み**:15日午前10時～

**熊川児童館 ☎ 539-1515**

- ◆こぐまひろば7日前半午前10時～正午  
**対象**0、1歳児と保護者※親子のふれ

**対象者**  
身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者・生活保護受給世帯員・旧母子福祉年金受給世帯員・児童扶養手当受給世帯員・被救護者

**手続き**9月30日までに、新規申請される方も手続きできます。

**申請に必要なもの**  
対象者であることが証明できるもの(手帳、証明書、通知書等)、対象者本人の証明写真(縦4cm×横3cm)1枚、現在お持ちの無料乗車券

新たに児童手当を受けようとする児童の保護者の窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、平成16年9月30日まで受け付けていますが、対象者には所得制限があります。

**児童手当の支給額(月額)**  
第一子・第二子 5,000円  
第三子以降 10,000円  
**※**金額の変更はありません

**今年のまつりはちょっとちがう!**

**児童館合同  
ふっさしじどうかんまつり**



**武蔵野台児童館 のびのびひろば**



**田園児童館  
よちよちすくすくひろば**



**熊川児童館 こぐまひろば**



## 都営交通無料乗車券の更新について

手続きはお済みですか

まで受け付けたものに限り、特別的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。



**児童手当制度改正のお知らせ**

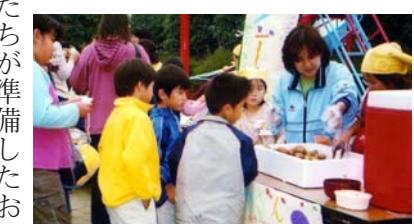


制度の支給対象年齢が小学校第3学年修了前までに(9歳到達後最初の年度末まで)拡大されました。

子どもたちが準備したお店(ゲーム、たべものやさん)などの催しがいっぱい。市民のみなさん、ぜひお越しください。

**今年のまつりはちょっとちがう!**

**児童館合同  
ふっさしじどうかんまつり**



**武蔵野台児童館 のびのびひろば**



**田園児童館  
よちよちすくすくひろば**



**熊川児童館 こぐまひろば**

